

② NPO等を活用した家庭的保育事業

1 はじめに

待機児童対策、特に0～2歳の低年齢児童対策として進めてきた「NPO等を活用した家庭的保育事業（以下、「NPO型」と言う）」の創設から現在に至るまでの変遷、そして、今後の展望を述べる。

2 事業概要

NPO型では、本市の認定を受けた事業者が、子育て家庭からの保育申込を直接受け、複数の保育者により、最大10人の0～2歳児の保育を行う。本市は事業者に運営経費の助成や定期的な立入調査等を行っている。マンションの一室などで保育が行われるNPO型は、家庭と変わらない雰囲気の中で、児童一人一人の発達過程や心身の状態に応じてきめ細かに保育することもあり保護者から好評を得ている。

22年9月に6区6か所（定員54名）でスタートした本事業は、25年1月時点では鶴見区、神奈川を除く16区28か

所（定員250名）において実施している。



NPO型の保育風景

3 事業誕生の経緯—低年齢児対策の切り札—

児童福祉法の一部を改正する法律（平成20年12月3日法律第85号）により、保育士または研修を受けて市町村の認定を受けた「家庭的保育者」が、自宅等で児童を保育することを目的とした「家庭的保育事業」が22年4月1日に法定化された。これにより保育者の資格要件、保育内容及び研修などの詳細な実施基準が、省令、家庭的保育事業ガイドラインで定められ、法律上の

位置づけが確立された。

一方、本市では家庭保育福祉員制度（以下、「個人型」という）を昭和35年度から実施しており、その歴史は約50年という長きに渡る。これまでも認可保育所だけでは対応できない0～2歳児の保育ニーズに添えてきた。

しかし、増大し続ける保育ニーズに添えていくには、迅速かつ機動的に整備できる新たな受皿が必要だった。そうした中、21年10月に設置された「保育所持機児童解消プロジェクト」においてNPO型が提案された。

事業化に向けては、個人型の実績やノウハウを基に、個人型の課題を克服してより機動的かつ効率的に展開できるスキームを検討した。

(1) 賃借物件での事業実施

改修した自宅で保育を行う個人型は、利用児童にとって家庭と同じ環境で保育を受けられるため、落ち着きやすく馴染みやすいというメリットがある。一方で、個人型を実施したい保育者の居住地と、

本市が整備を進めたいエリアが必ずしもマッチしないという課題があった。

そこでNPO型では、保育の実施場所を事業者の所有物件に限らず、賃借物件での実施も認めることにした。さらに本市が整備を進めたいエリアを事前に明示することにした。これにより、事業者は必要なエリアを中心に物件を探すことが可能になるとともに、本市としてもより効果的な整備が可能になった。

また、賃借物件の活用を認めることで、既に生活の場となっている個人宅を活用する場合よりも簡易改修で済むため、施設整備に要する時間を大幅に短縮することができ、その結果、年度途中で事業を開始し、待機児童に早急に対応することが可能となった（図1は部屋配置の一例）。

(2) 法人が実施

個人型は、保育者個人を事業実施者として認定

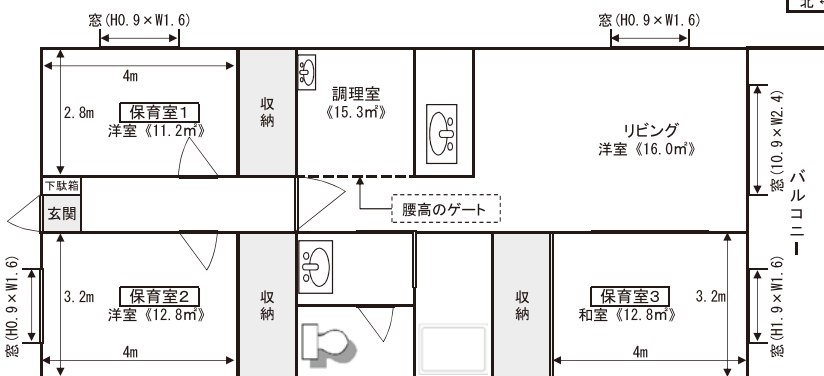


図1 NPO型の部屋配置例

執筆

佐藤 英一

こども青少年局緊急保育対策課担当 課長

安形 和倫

こども青少年局緊急保育対策課担当 係長

するため、保育者は、開設に向けた保育環境整備や本市に対する各種手続きを行いつつ、自身に課せられる研修にも参加しなければならぬ。これは保育者にとって非常に大きな負担であり、機動的な整備が難しくなるという課題があった。

そこでNPO型では、個人ではなく法人を事業実施者として認定することで、開設準備にかかる負担を分担することにした。つまり、法人本部が保育環境整備や本市に対する各種手続きを行い、保育現場に入る保育者は研修に専念できるスキームとしたのである(図2)。

これにより、迅速な開設準備ができ、機動的なサービス展開が可能になった。

4 事業推進上の課題—物件と担い手の不足—

多くの新規事業がそうであるように、NPO型も事業開始後から様々な課題が発生し、試行錯誤を繰り返して解決してきたが、待機児童対策上、致命的な課題が「物件不足」と「担い手不足」である。

(1)物件不足

NPO型で使用できる物件

は、原則1階であることや保育室1部屋あたり、最低9・9㎡以上必要などの制約がある。さらに、6人から9人(最大10人)の児童を受入れるため、事業活用には近隣住戸の居住者の理解が欠かせない。しかし、児童の声などで保育施設が迷惑施設と捉えられることもある。昨今では、これらすべての条件を満たす未利用物件を事業者が確保することは容易ではなかった。事業申請をしたくても物件が確保できないという声が、事業者から多数寄せられた。

そこで、事業者による物件確保だけに頼らず、行政の持つネットワークを活用した物件確保に取り組んだ。

まず、UR都市機構神奈川地域支社や横浜市住宅供給公社、財務省関東財務局が管理する市内の賃貸物件で、NPO型で活用することが可能な物件を提供してもらうよう協力関係を構築した。さらに、(社)神奈川県宅地建物取引業協会と(社)全日本不動産協会神奈川県本部とは、各協会加盟の不動産事業者から物件情報を提供してもらう協定を締結した。

そして、これらの協力関係により提供された物件情報は、事業者募集の本市ホームページ

に掲載して、申請希望事業者への周知を図ったのである。この結果、当該物件を活用した事業申請が増加し、25年1月時点で11か所の整備に結びつく成果を上げている。また、本市が整備を進めたいエリアの物件情報を掲載することにより、必要エリアに事業者を誘導することも成功した。

(2)担い手不足

25年4月の待機児童ゼロに向けて、同時期に認可保育所整備を過去に比類ないペースで進めていたこともあり、有力な事業者の意識は、より安定的な運営が見込める認可保育所等に向けられた。

そこで、新たな担い手確保策として、保育実績はないものの、新規参入に非常に意欲がある事業者向けのセミナーを開催した。開催にあたっては、事業実施者の要件に合致する約1,000のNPO法人に対し、セミナー開催の案内とともに、NPO型を広く周知するための事業概要を送付した。

さらにセミナーでは、NPO型の事業紹介に併せて、継続的な保育サービス提供に欠かせない健全な法人経営について、市民活動支援センター代表を招いて講習を行った。

こうしたセミナー開催などによる積極的広報の効果もあり、新規参入を希望する事業者からの申請が急増し、実施箇所数増に成功したことは取組の成果として大きかった。

しかしそれだけでは手放しには喜べない。何故なら、どの保育施設においても児童の安心と安全の確保は必須だが、いわゆる居室を活用して保育を行うNPO型は、保育のために建てられた施設で行う保育とは異なり、児童の安心と安全を確保するには、特有の保育スキルが必要になる。

そこで、これまでに認可保育所などで豊富な保育経験がある保育者に対して、NPO型での保育に求められるス

キルや心構えを身につけてもらうための研修を本市主催で開催した。さらに、NPO型における保育経験が豊富な既存事業者に保育実習の受入先として協力いただくとともに、全事業者を集めた意見交換会などを実施することで、事業者間の連携を図り、事業者同士で保育水準を維持・向上することを可能にした。

ただし、絶対的に安心で安全な保育の確保には、これだけで十分だとは考えていない。

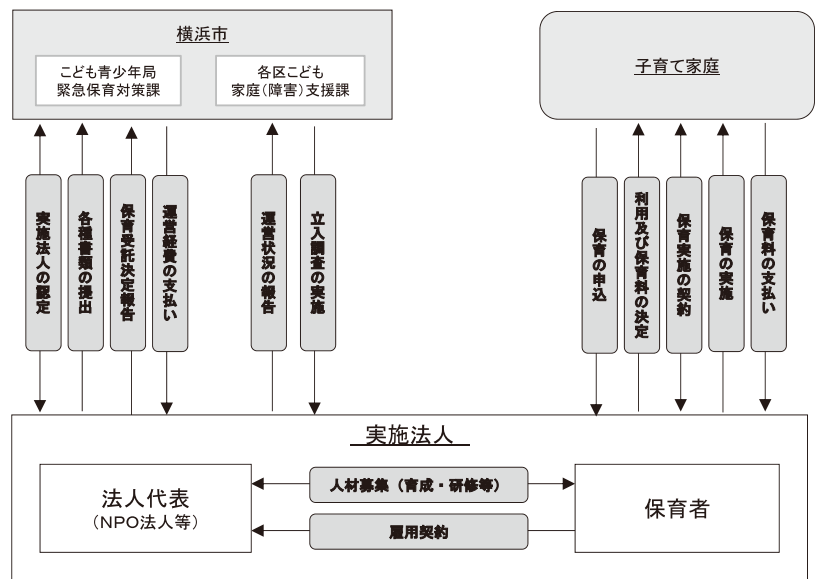


図2 法人が実施する場合の事業スキーム

これからは、現場における定期的な保育指導や現任研修など、事業者に寄り添った行政による関わりを、さらに強化していくことが必要だと考えている。

5 家庭的保育事業の今後

NPO型はこれからも待機児童対策としての役割と、冒頭述べたように、低年齢児童を対象とした新たな小規模保育の姿として、継続推進していくべきであると考ええる。

現状では、一般的に「保育」と言えば、認可保育所と認識されている。

しかし、この事業の最大の特徴である、家庭の延長という雰囲気の中で、明るく温かみのある異年齢交流の保育を實踐し、認可保育所の年齢別集団保育とは違ったきめ細かな保育の良さが、徐々にではあるが保護者の間に広まりつつあることをこの3年間で実感している。

児童福祉法改正と保育所待機児童解消プロジェクトによる提案を契機に、柔軟な解釈の元で試行錯誤を重ねて課題解決にも取り組み、他都市に先駆けてNPO型事業を構築してきたことは、本市にとって大きな実績である。軌道に

乗り出した本事業を、今までの以上に発展させていきたい。

基準などの詳細は未だ明示されていないが、24年8月に成立した子ども・子育て関連3法では、利用定員に応じて、認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業等に分類され、現行NPO型もいずれかに位置づけられることになる（14ページ参照）。

新事業に移行後も財政的な裏付けがなされることは、安定的な運営につながり、保護者の継続的な利用に大きく寄与することになる。このNPO型が保護者にとって認可保育所の代替としての選択肢ではなく、第一希望の選択肢となるよう、さらなる事業周知及び改善を図っていきたい。



NPO型の保育風景

コラム

保育の質の向上を目指して

こども青少年局保育運営課保育向上支援係長 宮本 里香

保育所で働く人が、その仕事に誇りを持ち、自信を持って働き続けるため、また、そこで過ごす子どもとその保護者に、よりよい保育を提供する方法のひとつとして、本市では研修事業に力を入れている。

保育の専門職として、質を向上するためには、常にアンテナを張り、課題を見つけ、取り組むことが必要である。保育所の仕事は、人間形成に大切な時期である乳幼児期に関わるものであり、未来を担う子どもたちのために、常に研鑽を重ねていくことが必要である。

本市では、保育所職員の質の向上のため、経験年数や職種別の研修体系に基づき、局主催の研修として24年度は43講座（参加定員8,727名）を開催している。

経験年数が5年未満の保育士には、「保育実践講座」として、「自然」「絵本」「制作」「表現」「環境」の5つのテーマ別に、すぐに保育の実践に活かせる内容で実施している。

保育士の核となる主任保育士には、「主任保育士講座」として、気になる子どもへの対応、保護者支援をテーマに4回の連続講座を開催している。

このほかにも、障害児保育研修、給食・調理・食育に関する研修、アレルギーや乳幼児の保健に関する研修など経験年数や職種別に様々な内容で開催している。

研修は、局主催だけでなく、私立保育園園長会と協働し、施設長向けの研修や新採用保育士向けの研修を企画・実施

しているほか、保育に関する調査研究や研修を実施している白峰学園横浜女子短期大学横浜市保育センターの研修にも助成を行っており、横浜市からも多数参加している。

保育の質を向上するには、保育所相互の連携も必要である。現在、本市では、市立保育所を活用した保育資源ネットワークモデル事業を行っており、区単位で市立保育所を事務局園として保育施設をつなぎ、講座や研修を開催している。遠い研修会場まで行くことが難しいときにも参加できるようにしたり、その地域ならではの特色や課題に対応し、地域の中で、保育所同士が連携し、様々な課題に取り組んでいる。

子どもを取り巻く環境はいつも、めまぐるしく変わる。今後も様々な団体と連携し、保育所や保育士が率先して様々な課題に取り組めるような仕組みづくりを進めていく。

